

長崎県立大学シーボルト校附属図書館利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学附属図書館規程第6条に基づき長崎県立大学シーボルト校附属図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する図書及びその他の図書館資料（以下「図書等」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(図書等の種別)

第2条 図書等の種別は、次のとおりとする。

- (1). 一般図書
- (2). 研究図書
- (3). 貴重図書
- (4). 参考図書（辞書、事典等）
- (5). 指定図書（教員の推薦図書）
- (6). 逐次刊行物（雑誌等）
- (7). 視聴覚資料（録音資料、映像資料等）
- (8). 機械可読資料（CD-ROM等）
- (9). オンライン資料（オンラインジャーナル、検索用データベース）
- (10). その他の図書等

(利用者の範囲)

第3条 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1). 長崎県立大学シーボルト校（以下「本学」という。）の教職員（名誉教授、非常勤講師、客員共同研究等を含む）
- (2). 本学の学生（聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生、研修員を含む。以下「学生」という。）
- (3). 附属図書館長（以下「館長」という。）の許可を受けた者（以下「学外者」という。）。

(閉館日及び開館時間)

第4条 図書館の閉館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合には、臨時に開館又は閉館することができる。

- (1). 日曜日
- (2). 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3). 大学閉校日
- (4). 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(5). 蔵書点検等に必要な期間

2. 開館時間は、次のとおりとする。ただし、館長が認めた場合には、臨時に開館時間を変更することができる。

(1). 月曜日から金曜日 8時30分から22時まで（ただし、長期休業期間中は、9時から17時まで）

(2). 土曜日 9時から17時まで

(証明書等の携行)

第5条 利用者は、次の各号に掲げる証明書等を携行し、図書館職員から要求があったときは、これを提示しなければならない。

(1). 本学の教職員 教職員学内利用カード

(2). 本学の学生 学生証（聴講生、科目等履修生証、特別聴講学生証、研究生証、研修員証を含む。）

(3). 学外者 図書館利用者カード（図書館利用者カードの交付）

第6条 学外者で図書館利用者カードの交付を受けようとするときは、図書館利用者カード申込書を館長に提出しなければならない。

2. 利用者カードを紛失した者は、館長に再交付願を提出し、再交付を受けることができる。

3. 図書館利用者カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(館内閲覧)

第7条 利用者は、閲覧室に備付けの図書等を自由に閲覧することができる。

2. 利用者は、図書等の閲覧が終わったときは、これを元の位置に戻さなければならない。

(貴重図書)

第8条 貴重図書を読覧しようとする者は、図書館職員の許可を受け、指定の場所で読覧しなければならない。

(寄贈図書)

第9条 館長が適当と認めるときは、図書等の寄贈を受けることができる。

2. 寄贈図書等は、必要に応じ寄贈者を記念する文庫名を付することができる。

(貸出手続)

第10条 図書等の貸出しを受けようとする者は、当該図書に第5条の証明書を添えて申し

出なければならない。

(貸出上の注意)

第 11 条 図書等の貸出を受けるに当たっては、次の各号を守らなければならない。

- (1). 定められた貸出期限までに返却すること。
- (2). 借用中の図書を他人に貸与しないこと。
- (3). その他館長の指示に従うこと。

(貸出期間及び冊数)

第 12 条 図書の貸出しを受けることのできる冊数及び期間は、次のとおりとする。

- (1). 期間 教職員、学生及び学外者・・・2 週間
大学院生および大学院卒業生・・・4 週間
- (2). 冊数 教職員、学生及び大学院卒業生・・・5 冊
大学院生・・・・・・・・・・・・・10 冊
学外者・・・・・・・・・・・・・3 冊

2. 他に予約がないときは、貸出期間を更新することができる。ただし、前項の期間で 1 回までとする。
3. 前各項の規程にかかわらず、館長が必要と認めたときには、貸出期間及び冊数について変更することができる。

(研究用長期貸出し (備付図書))

第 13 条 研究又は学務のため、研究室等に常備する必要があると認める一般図書及び研究費図書については、当該各室に備え付けることができる。

2. 貸出期間は、原則次のとおりとし、更新を妨げない。
 - (1) 一般図書 半年
 - (2) 研究費図書 2 年
3. 館長が必要と認めた場合は、点検又は返却を求めることができる。

(分置図書)

第 14 条 館長は、学科の代表者の申し出により、教育上特に必要な図書について、学科が指定する場所への分置を認めることができる。

2. 前項により分置した図書は、その代表者が責任をもって保管するとともに必要としなくなった場合は、速やかに返却するものとする。
3. 前項に基づく分置図書の取扱いについて、必要事項を別に定める。

(貸出禁止図書等)

第 15 条 次の図書は、貸出しすることができない。ただし、特別の事由がある場合は、館長の許可を受けて貸出しすることができる。

- (1). 貴重図書
- (2). 参考図書
- (3). 逐次刊行物
- (4). 視聴覚資料及び機械可読資料
- (5). その他館長が特に指定した図書等

(貸出図書等の返却)

第 16 条 利用者は、貸出しを受けた図書等を所定の貸出し期間内に返却しなければならない。

2. 利用者は、次に掲げる場合には、貸出しを受けた図書等を直ちに返却しなければならない。
 - (1). 教職員及び学生が、貸出しを受ける資格を失ったとき。
 - (2). 図書館が図書等の点検又は整理を行うとき。
 - (3). その他必要があると認め、返却を命じられたとき。

(督促及び貸出停止)

第 17 条 館長は、所定の貸出期間を過ぎても図書等を返却しない利用者に対し、督促をすることができる。

2. 館長は、前項の利用者に対し、図書等が返却されるまでの間、新規の貸出しを停止することができる。
3. 館長は、貸出期間を超えて図書等が返却されたときは、遅れた日数分だけ貸出しを停止することができる

(利用予約)

第 18 条 利用者は、貸出しを希望する図書が貸出中であるときは、予約することができる。

(参考調査)

第 19 条 教職員及び学生は、教育、研究及び学習に必要とする文献及び学術情報についての参考調査を館長に依頼することができる。

(相互利用)

第 20 条 教職員及び学生において、教育研究及び学習のため、他大学の図書館等の利用を希望する者は、その利用の斡旋を館長に依頼することができる。

2. 他の大学図書館等から図書の利用について申込みがあった場合は、館長が本学の教育、研究及び学習に支障がないと認める範囲で、これに応ずるものとする。
3. 図書の相互貸借について、必要事項は別に定める。

(文献複写)

第 21 条 視聴覚資料を除く図書等については、館長が指定したものを除き、著作権法の範囲内で複写することができる。

2. 複写に要する費用は、利用者の負担とする。

(損害の賠償)

第 22 条 図書等を破損し、又は亡失した者は、現品を持って弁償しなければならない。

ただし、現品による弁償ができないときは、館長の定める金額をもって弁償しなければならない。

2. 図書館の物品を汚損し、又は施設及び設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(施設及び設備の利用)

第 23 条 本学の教職員及び学生が、個人閲覧室、グループ閲覧室及びパソコン、AV機器等の設備を利用する場合は、所定の手続きを経なければならない。

(利用者の遵守事項)

第 24 条 利用者は、館内においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1). 静粛を保つこと。
- (2). 携帯電話等を使用しないこと。
- (3). 喫煙しないこと。
- (4). 飲食しないこと。
- (5). 図書等の閲覧は、所定の場所で行うこと。
- (6). 図書等及びその他の設備器具を汚損しないこと。
- (7). 閲覧のために使用する場所において、協議又は座談会に類する会合をしないこと。
- (8). 印刷物その他の品物を配布しないこと。
- (9). その他館長が提示した注意事項。

(退館命令)

第 25 条 館長は、この規程に違反し、又は館長の指示に従わない者に対しては退館を命じることができる。

(利用者の制限又は禁止)

第 26 条 館長は、この規程に違反した者に対しては、一定の期間、図書館の利用を命じる
ことができる。

(委任)

第 27 条 この規程に定めるものの他、図書館の利用に関して必要な事項を館長が別に定め
ることができる。

附 則

この規程は、平成 11 年 10 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 11 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。